

京都府警察会計年度任用職員採用選考試験実施要項

京 都 府 警 察

「会計年度任用職員」の採用選考試験を次のとおり実施します。

会計年度任用職員制度の概要

- ・身 分：一般職の非常勤職員
- ・業務内容：定型的業務、特定分野の専門的業務等
- ・任 期：一会計年度(4月1日～3月31日)を超えない範囲で任用
※ 任期满后、同種の職が設置される場合には、採用選考を経て、再度の任用は可能です。
- ・服 務：地方公務員法に規定する服務、条件付採用及び懲戒に関する規定が適用されます。
※ パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事制限は適用されませんが、兼業内容の届出が必要となります。

1 募 集 内 容

京都府警察における会計年度任用職員は、それぞれの職ごとに京都府警察ホームページへの掲載または公共職業安定所(ハローワーク)への求人申込み等により募集を行うこととしていますので、具体的な業務内容、勤務先、採用日等は、それぞれ所管の所属の定める募集要項を御確認ください。

2 受 験 資 格

職ごとに異なりますので、各所属の定める募集要項を御確認ください。

ただし、地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・京都府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募から採用までの流れ

① 募集要項の確認・申込み

各所属の定める募集要項に基づき、指定する申込先へお申し込みください。

※ 職によっては、資格免許や特定の技能を要件とするものがあります。

② 選考試験

募集を行っている所属において実施します。

選考方法は職により異なりますので、各所属の定める募集要項を御確認ください。

③ 採用

選考結果については、募集を行った所属から通知します。

ただし、採用通知後でも、応募要件となる資格免許等を取得見込みの方が、資格免許を取得できなかった場合には採用されません。

また、応募に際して虚偽の申告等が明らかになった場合等は、採用を取り消す場合があります。

○ 注意事項

- ・ この選考における提出書類は、一切返却しません。
- ・ この選考において京都府警察が収集した個人情報、以下の目的にのみ使用し、それ以外の目的への使用は一切いたしません。
 - ① 採用選考手続き及び応募者への連絡
 - ② 採用後の人事・労務管理及び業務遂行に必要となる手続き

4 給 与

京都府職員の給与等に関する条例等に基づき、報酬、期末・勤勉手当(ボーナス)、その他手当相当額について、各支給条件に応じて支給されます。

(1) 報 酬

報酬は、職に応じて、月額又は日額、時間額で支給し、職務の性質・内容や採用者の学歴や職務経験等に基づき決定します。

また、報酬額は、勤務地域ごとに設定されている地域手当相当額を含む金額で記載しています。

職ごとの報酬は、各募集要項を御確認ください。

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

支給額は、報酬月額を基礎として常勤職員に定められている支給月数と在職期間に応じて決定します。支給時期は6月と12月(年2回)に支給します。具体的な支給月数については、各募集要項を御確認ください。

支給要件は、次のいずれにも該当する場合となります。

- ① 各基準日(6月1日、12月1日)に任用されている職員で、任用期間が6箇月以上であること
- ② 基準日以前6箇月における勤務時間が、1週間平均で15時間30分以上であること

(※ 日額報酬の場合、基準日以前6箇月の勤務実績から平均週勤務時間を計算します。)

(3) 通勤手当相当額

常勤職員の例により、最も経済的かつ合理的な経路・方法により算出した通勤所要額を、費用弁償として支給します。

① 月額報酬の場合

支給単位期間を1月として算定した額を支給

② 日額報酬の場合

交通機関：回数券を利用した場合における所要額相当額を日額換算して支給

交通用具：条例等で定める距離段階別定額を、21日で除した額を日額として支給

(4) その他の手当

在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、初任給調整手当の各手当相当額を、職務内容及び勤務実績に応じて支給します。

5 休 暇 制 度

下記の休暇制度があります。

(1) 年次有給休暇

(2) その他の休暇

① 有給のもの

私傷病、住居滅失、災害等出勤困難、退勤途上危険回避、官公署出頭、公民権行使、結婚、不妊治療、妊産婦健康診査、妊娠中通勤緩和、産前・産後、育児時間、配偶者の出産、男性育児休暇、子育て、短期介護、親族の死亡、夏季、骨髄ドナー

② 一部有給のもの

公務上の傷病

③ 無給のもの

妊産疾病、生理日、育児休業、介護休暇、介護時間、育児部分休業

6 社 会 保 険 等

勤務条件により、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災等の適用があります。

○ 選考試験結果の開示について

この選考試験結果の開示については、個人情報の保護に関する法律施行規程第22条第1項の規定により、下記の期間に限り口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を持参の上、直接選考試験を実施した担当課等に請求してください。

開示の場所	開示請求できる者	開示内容	開示方法	開 示 期 間
選考試験を実施した担当課等	受験者	総合ランク	閲 覧	合格発表の日から起算して1箇月間